

令和 年 月 日

(申請者) 郵便番号 _____

氏名

(法人・団体にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

(日中連絡可能な電話番号)

湯梨浜町中小企業者等省エネ設備導入支援事業補助金の交付を申請するため、湯梨浜町中小企業者等省エネ設備導入支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

1 申請者の基本情報

業種分類	☐ 製造業 ☐ 建設業 ☐ 卸売業 ☐ 小売業 ☐ 運輸業 ☐ サービス業(飲食業・生活関連サービス業など) ☐ その他 ()
省エネ設備を導入する事業所の所在地	湯梨浜町
資本金の額	円
常時使用する従業員数	人

製品の種類 ※要綱別表 補助対象設備の 「製品の種類」を記載してください。	
省エネ設備の 設置工事予定期間	(開始予定) 令和 年 月 日 (完了予定) 令和 年 月 日
省エネ設備導入経費 (税抜) 【A】	円
補助申請金額 【A】 × 2/3 (1,000 円未満切捨、上限 100 万円)	円

3 確認・誓約事項

下記の事項を確認、誓約した項目については、☒（チェック）をご記入ください。

☒ 欄	確 認 事 項
☐	「湯梨浜町中小企業者等省エネ設備導入支援事業補助金交付要綱」に定める事項をいずれも遵守することを誓約する。
☐	この申請書に記載された事項及び提出書類の内容に偽りはないことを誓約する。
☐	町内で事業を行っており、省エネ設備を導入する町内の事業所で引き続き事業を5年以上継続する意思を有する。
☐	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に定める暴力団又は暴力団員、若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係のある事業者及び個人ではない。また、今後においても関係を持つ意思はない。
☐	申請及び交付内容の確認のために行う事情聴取、追加資料の提出、現地確認等の調査に応じる。
☐	導入する省エネ設備については、国や他の地方公共団体が行う他の補助金等（助成金、補助金などの金銭給付の一切）を受給しない。
☐	この補助金の要綱に違反したとき、又は補助金の申請に偽りその他不正行為があったとき、町長が補助金の交付決定を取り消す必要があると認めた場合、補助金の返還に異議なく応じる。
☐	この申請により入手する個人情報に関し、この補助金の目的の範囲内で使用されることに同意する。

【添付書類】

- (1) 町内の事業所の所在地が確認できる書類（本社が町外の場合のみ）
- (2) 直近の確定申告書、法人事業概況説明書などの写し（税務署の収受日付印が必要です。収受日付印がない場合はe-Taxによる申告の完了報告を添付してください。なお、開業間もない場合は開業届の写しとする。）
- (3) 省エネ設備の導入に要する経費の見積書及び見積内訳書又はその写し
- (4) 位置図、平面図及び省エネ設備の内容等が確認できる図面
- (5) 省エネ設備導入前の該当箇所等の写真
- (6) 賃貸物件である場合は所有者の同意書
- (7) その他、町長が必要とする書類（追加で提出いただくことがあります。）

※ 受付番号は記入しないでください。

※ 実績報告書は、省エネ設備の導入完了後30日以内に提出してください。なお、導入完了後30日以内に令和9年1月29日を迎えるものは、令和9年1月29日までに提出してください。